

第 1 号議案

「地区内規改正（案）について」

以下の内規について別紙の通り改正をいたします。

●アラート（災害援助）資金規定

主な改正箇所	理由
名称の変更	アラートの内規であることを明確にするため
変更後の第 6 条 3 項の追加	不測の災害に対応するため限度額を設定する
第 4 条 2 項の削除	緊急援助資金規定と本規定を隔する為
変更前の第 7 条 4 項の削除	緊急援助資金規定と本規定を隔する為

●緊急援助資金規定

主な改正箇所	理由
名称の変更	内規であることを明確にするため
第 1 条	現状に即した資金の目的を明確にするため
第 4 条	資金調達の方法・内容を明確にするため
変更後の第 8 条の追加	資金の移動を認める内容を追加

●「第 2 副地区ガバナー推薦委員会」に関する内規

変更箇所および理由：変更内容については別紙資料の変更削除（赤字と青字）をご確

認下さい。

「アラート(災害援助)資金規定に関する内規」

- 第1条 (目的)
災害、その他これに類する事項の災害援助のため「アラート(災害援助)資金」(以下、資金という)を設ける。
- 第2条 (委員会名称)
前条の資金管理を行うため、アラート(災害援助)資金委員会を設ける。(以下委員会という)
- 第3条 (委員会の構成)
委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。
1項 委員長は地区ガバナーが当たる。
2項 副委員長は第1・第2副地区ガバナーが当たり、委員にはキャビネット幹事、キャビネット会計、アラート委員長が当たる。
更にこの他にも委員の増員を地区ガバナーが必要と認めた場合には地区ガバナーが委員を追加任命することができる。
3項 委員長不在、または事故ある時は副委員長(第1・第2副地区ガバナー順次)がこれに当たる。その職務を代行する。
- 第4条 (資金の調達)
1項 地区内、全会員からの拠出金を資金とする。
この場合の拠出金は年間会員1人当たり1,000円とする。(但し、家族会員は半額の500円とする)但し、会員1人当たりの拠出金額等については、地区年次大会の決議を経なければならない。
2項 緊急援助資金が、地区内の災害または第7条5項により5,000万円を下回った場合は、本資金より、5,000万円に到達するまで振替える。
3項 資金から生ずる利息は繰り入れる。
- 第5条 (援助の対象)
1項 災害救助法を適用された災害、及びこれに準ずる緊急援助の必要を認めた災害に関し、被災地・被災者への支援・援助を目的として援助の方法については、その都度委員会の決議により速やかに決定する。
2項 関西広域連合からの要請は、委員会の決議により決定する。
3項 災害救助法が適用された災害で「ひょうごボランティアプラザ」要請のボランティア支援を委員会の決議により決定する。
4項 335複合地区緊急援助委員会の決定を参考にする。
- 第6条 (援助の種類)
1項 拠出
2項 緊急援助
- 第7条 (運用)
1項 援助の発案は地区ガバナーが行う。
2項 援助に当たっては、委員会の2分の1以上の賛成を要する。
但し、必要に応じて電話・ファックス・インターネット等オンラインによって決定し、事後文書を作成し、それを確認することができるようにする。
3項 援助の額及び援助の方法は、その都度できるだけ速やかに決定する。
1災害の援助金は、第6条6項を除き、その限度額を50万円とする。但し、委員会の決議により追加援助をすることができる。
4項 緊急を要する災害については、第6条2項を委員長の責任において第6条2項により積立資金より緊急援助から執行することができる。但し運用内容等詳細事項を委員会に事後報告の上承認を得ること。
5項 資金が不足の場合は、緊急援助資金委員会の承認の上、一時的に緊急援助資金を流用することが出来る。但し、流用分は返済するものとする。
6項 関西広域連合からの要請は、当委員会で調整の上、第6条1項により執行する。
7項 「ひょうごボランティアプラザ」要請のボランティア支援を年度額最高100万円を限度として、委員会の決定により、第6条1項により執行する。
8項 委員長は、速やかに支援内容を各クラブ会長に通知する。
- 第8条 (監査)
委員会はこの資金の使途につき、事後キャビネット会議に報告し、地区会計監査の監査を受けるものとする。なければならない。
- 第9条 (施行及び改廃)
この規定の改廃はキャビネット会議の決議による。
- (附則) 2018年7月 1日 施行
2019年2月13日 一部改正施行

青字:削除

赤字:追加

「緊急援助資金規定に関する内規」

第1条 (目的)

335-A地区内において、災害救助法を適用された災害およびこれに準ずる緊急援助の必要を認めた災害が発生した場合に、その被災クラブの維持・再建の緊急援助を目的として「緊急援助資金」を設ける。

~~緊急災害、その他これに類する事項の緊急援助のため「緊急援助資金」(以下、資金という)を設ける。
この資金は災害救助法を適用された335-A地区内の災害、及びこれに準ずる緊急援助の必要を認めた災害に関し、被災クラブの維持・再建を目的として使用する。~~

第2条 (委員会名称)

前条の資金管理を行うため、緊急援助資金委員会を設ける。(以下委員会という)

第3条 (委員会の構成)

委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。

1項 委員長は地区ガバナーが当たる。

2項 副委員長は第1・第2副地区ガバナーが当たり、委員にはキャビネット幹事、キャビネット会計全リジョン・チェアパーソンが当たる。

~~更にこの他にも委員の増員を地区ガバナーが必要と認めた場合には地区ガバナーが委員を追加任命することができる。~~

3項 委員長不在、または事故ある時は副委員長(第1・第2副地区ガバナー順次)がその職務を代行する。

第4条 (資金の調達)

1項 1999年6月30日現在の緊急援助資金を資金に繰り入れる。

2項 資金は地区内の家族会員を除く全会員よりの拠出金で賄う。

3項 資金積立目標額は5,000万円とする

4項 拠出等により資金積立目標金額を下回った場合には、拠出した年度の地区年次大会において、次年度の会員1人当たりの年間拠出額を議案として提出し、決議を経ることとする。
会員1人当たりの年間拠出額に上限下限は定めのないものとする。

~~3項 地区内地区年次大会の決議を経た後全会員からの拠出金を資金とする。~~

~~この場合の拠出金は年間会員1人当たり1,000円、資金積立目標金額を5,000万円とする。~~

~~但し、会員1人当たりの拠出金額等については、地区年次大会の決議を経なければならない。~~

25項 地区において剰余金が生じた場合、地区運営に支障がない限り、資金に繰り入れることができる。但し、その場合キャビネット会議での承認を必要とする。

46項 資金から生ずる利息は繰り入れる。

第5条 (援助の種類)

1項 ~~拠出~~

2項 ~~緊急援助(立替)~~

第65条 (運用)

1項 援助の発案は地区ガバナーが行う。

2項 援助に当たっては、委員会の2分の1以上の賛成を要する。

但し、必要に応じて電話・ファックス・インターネット等オンラインにより決定し、事後文書を作成し、それを確認することができるようにする。

3項 援助の額及び援助の方法は、その都度できるだけ速やかに決定する。

4項 委員長は、速やかに支援内容を各クラブ会長に通知する。

第76条 (監査)

委員会はこの資金の使途につき、事後キャビネット会議に報告し、地区会計監査の監査受けるものとする。~~なければならない。~~

第87条 (リジョン・チェアパーソン空席)

地区ガバナーがリジョン・チェアパーソンを任命せず空席の年度では、次の通りリジョン・チェアパーソンをゾーン・チェアパーソンと読み替え運用する。

第3条2項

第98条 (資金の移動)

アラート(災害援助)資金が不足の場合は、~~当本~~資金を第5条2項の決定により一時的に流用することを認める。

但し、アラート(災害援助)資金より流用額を返済するものとする。~~返済時期については協議による。~~

第109条 (施行及び改廃)

この規定の改廃はキャビネット会議の決議による。

(附則)

2000年7月 1日 施行
2006年7月24日 一部改正施行
2011年5月30日 一部改正施行
2013年7月23日 一部改正施行
2016年2月17日 一部改正施行
2018年2月16日 一部改正施行
2019年2月13日 一部改正施行

青字:削除
赤字:追加

「第2副地区ガバナー推薦委員会」に関する内規

【主旨】

この内規は335-A 地区にとって最重要案件の一つである次期第2副地区ガバナーが円滑に、公明正大に選出され、地区内の融和と協調を図り、健全な発展を期するために「第2副地区ガバナー推薦委員会」を設置することを定める。

第1条（名称）

本委員会の名称は「第2副地区ガバナー推薦委員会」（以下「委員会」という）とする。

第2条（委員会の目的）

委員会は、候補者を地区年次大会で信任投票になるように努力することを目的とする。

第3条（委員会の設置）

地区ガバナーは、8月~~上~~毎末までに委員会を設置する。

第4条（委員会の構成）

- 1項 委員会構成は、名誉顧問、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー並びにゾーン・チェアパーソンとする。
- 2項 委員長1名、並びに副委員長を2名を互選する。
- 3項 ~~委員会構成員から候補者が出た場合は、構成員を辞退する。~~
候補者は、委員会構成員となることが出来ない。

第5条（委員会の手順）

- 1項 委員会は、8月~~中~~毎末までに地区内有資格者調査と確認を行う。
- 2項 委員会は、9月20日に第2副地区ガバナー立候補届出開始日、並びに届出締切日を通知する。
届出開始日 10月20日
届出締切日 11月30日
- 3項 委員会は、12月20日付で立候補者を選考し、2月10日付で選挙管理委員会に付託する。

第6条（候補者推薦手順）

- 1項 ゾーン会議の開催
ゾーン会議の構成は、ゾーン内名誉顧問、地区委員長、副委員長、委員及び、クラブ会長とし、ゾーン・チェアパーソンが議長となり会議を招集する。
- 2項 ゾーン・チェアパーソンは、事前にゾーン内の各クラブに立候補希望者の有無を確認し、9月30日までにゾーン会議において報告を受けるものとする。尚、ゾーン・チェアパーソンが立候補した場合、ゾーン会議の議長は、構成員の中で互選する。
- 3項 ゾーン・チェアパーソンは、10月20日までに地区ガバナー及び、委員長へ候補者の有無にかかわらずゾーンの現状を所定の書面で報告する。
- 4項 候補者が推薦できなかった場合、委員会があらためて有資格者から候補者を推薦する。
- 5項 委員会は、推薦した候補者を、委員会推薦候補者として公表する。
- 6項 立候補者が無い場合、委員会は慎重審議の上、有資格者から候補者を推薦する。尚、その場合届出締切日、日程等変更する事が出来る。

7項 候補者推薦には、委員会出席者の過半数の賛同を旨とする。

第7条 本規約の改廃については、地区キャビネット会議の決議によるものとする。

(付則)	2008年8月22日	施行	
	2011年5月30日	一部改正施行	赤字；改定
	2013年7月23日	一部改正施行	青字；審議
	2017年2月15日	一部改正施行	

第 2 号議案

「地区内規新設（案）について」

以下を 335-A 地区内規に新設をいたします。

●第 2 副地区ガバナー立候補者届出に関する内規

理由：内規がなかったため

●慶弔に関する内規

理由：当規定が内規として制定されていなかったため、年度毎の第 1 回キャビネット
会議にて決議をしていた。この度、この規定を内規として新設することにより
以後は内容に改廃があった時のみ決議をするものとする。

●旅費に関する内規

理由：当規定が内規として制定されていなかったため、年度毎の第 1 回キャビネット
会議にて決議をしていた。この度、この規定を内規として新設することにより
以後は内容に改廃があった時のみ決議をするものとする。

ライオンズクラブ国際協会 335-A地区
第2副地区ガバナー立候補者届出に関する内規

第1条 ライオンズクラブ国際協会 335-A地区における第2副地区ガバナーの立候補者届出は、この内規による。

第2条 (立候補者資格基準)

- 1項 国際会則・付則により、第2副地区ガバナー就任時点で、下記の条件をすべて満たしていること。
 - (a) クラブ理事会構成員として2年以上かつクラブ会長として任期の過半以上を務めた者。
 - (b) リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事、キャビネット会計のいずれかの役職者を任期の過半以上を務めた者。
 - (c) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない。
- 2項 所属クラブ会長より、クラブ全員の総意である推薦状（例会承認書・理事会議事録の添付）の提出。
- 3項 所属ゾーン・チェアパーソンの推薦状の提出。
- 4項 人格円満にして、優れたリーダーシップの持ち主であること。
- 5項 所属クラブ及び地区における業績・貢献度を勘案すること。

第3条 (クラブ決議)

立候補者の所属クラブは、立候補者本人の申し出を受け、その資格を確認の上、クラブ理事会及び例会にて推薦決議を行うこと。

第4条 (立候補届出)

- 1項 立候補届出は、10月20日から11月30日までの間に、立候補者本人が立候補届（経歴書）と共に所信文、例会承認書、理事会議事録を添えて地区ガバナーに届出る。

第5条 この内規の改廃は地区キャビネット会議の決議による。

慶弔に関する内規

1. 当地区会員の慶弔についてはこの規定による。

(1)元地区ガバナー、名誉顧問、キャビネット構成員及び地区副委員長・委員・会計監査の

- | | |
|--|-------------|
| 1)本人が結婚したとき | ¥ 20, 000 |
| 2)本人が死亡したとき | ¥ 10, 000 |
| 3)本人が疾病により入院 2 週間以上を要すると認められたとき、見舞金として | ¥ 5, 000 |
| 4)本人が火災風水害などの災害に遭ったとき
その程度によって見舞金 | ¥ 10, 000以内 |

(2)当地区会員が死亡したとき ¥ 5, 000

(3)本規定の適用は、本人又はクラブ幹事の届出によるものとする。

(注)1. 訃報の場合は以下内容をキャビネット事務局まで書面にて提出(キャビネット事務局閉局中は、キャビネット幹事に提出)。

- ・故人のお名前
- ・葬儀日時・場所
- ・逝去日
- ・喪主(続柄)

(注)2. 慶弔費は原則クラブ口座への送金とし以下内容をキャビネット事務局に書面にて提出。

- ・振込先金融機関名
- ・支店名
- ・口座番号
- ・口座名義

2. 本規約の改廃については、地区キャビネット会議の決議によるものとする。

(附則)

旅費に関する内規

1. 次の場合、この規定に基づき旅費を支給する。

地区ガバナー、前地区ガバナー・名誉顧問会議長、第1・第2副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計の出張を地区ガバナーが承認した場合。

(注)1. 本規定はいかなる場合でも所定の請求書により、請求のあった分に限り支給する。

(注)2. キャビネット事務局員の旅費については、上記に準じ、地区ガバナーが裁定する。

2. 本規約の改廃については、地区キャビネット会議の決議によるものとする。

(附則)

第 3 号議案 地区費返金について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う度重なる緊急事態宣言の発令により活動の多くが自粛。よって地区運営会計に余剰金が発生するため地区費を返金したい。

返金基準：地区運営会計の余剰分を各クラブの 12 月末現在の会員数（家族会員は 1/2 で算出）に応じて返金する。

返金額：地区費 2 か月分（2,600 円/人）をクラブに返金したい。

但し、予測不能な特段の事情が発生し余剰分に変動があった場合には返金額も変動するものとする。変動後の返金額については別途通知する。

返金方法：クラブ指定口座

第 4 号議案 地区年次大会費返金について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う度重なる緊急事態宣言の発令により年次大会の縮小。よって余剰金が発生するため地区年次大会費を返金したい。

返金基準：地区年次大会会計の余剰分を各クラブの 12 月末現在の会員数（家族会員は 1/2 で算出）に応じて返金する。

返金額：地区大会費 6 か月分（900 円/人）をクラブに返金したい。

但し、年次大会式典が開催された場合で余剰分に変動があった場合には返金額も変動するものとする。変動後の返金額については別途通知する。

返金方法：クラブ指定口座